

「とっとりの魅力発信PR動画」利用規約

1 目的

動画（「とっとりの魅力発信PR動画コンテスト」入賞作品の動画データ及び「とっとりの魅力発信PR動画プロジェクト」の動画データをいう。以下同じ。）を利用する場合の諸条件を定める。

2 利用できる者

企業、団体、個人等を問わず、鳥取県が利用を承認した者とする。

3 利用手続き

動画利用を希望する場合は、2週間前までに「利用申込書」（様式第1号）に必要事項を記載し、事務局（下記「9 お問い合わせ・申込み」）まで郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで申し込むこと。

※利用を承認するときは、「利用承認書」（様式第2号）を事務局から交付します。

※動画のファイル形式はMP4又は、VOBとします。

※原則、電子メール（大容量ファイル送信システム「Deco Drive」使用）で動画ファイルを受渡しすることとします。（動画データを記録したDVDメディア、又はUSBメモリの貸出しを希望の場合は、その旨を利用申込書の「その他・特記事項」に記載してください。）

VOBファイルの場合、動画データを記録したDVDメディアの貸し出しとなります。

4 承認の条件

次のいずれにも該当せず、鳥取県の魅力発信に寄与すると認められる場合に、最長1年間（更新可能）利用承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- (3) 自己の営利目的に動画を利用されるおそれのある場合
- (4) 鳥取県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 動画を第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で利用するおそれのある場合
- (6) 動画を無断で編集又は複製するおそれのある場合
- (7) その他承認することが不相当と認められる場合

5 利用に係る経費負担

利用料は無料とするが、利用に係る通信・運搬費等が発生する場合は申込者の負担とする。

6 承認の取消し

利用者が上記「4 承認の条件」に反する利用を行った場合又は、「利用申込書」に記載した内容と異なる利用をした場合、鳥取県はその利用を差し止めることができるものとする。

7 損失補償等の責任

動画の利用は、利用者の責任で行うものとし、動画の利用により生じた損害又は不利益について、鳥取県は一切責任を負わないものとする。

8 その他

この利用規約は、鳥取県が必要と認めた場合には予告なく変更できるものとし、利用者は変更後の利用規約についても遵守すること。

9 お問い合わせ・申込み

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働参画課

電話番号 (0857)26-7248

ファクシミリ (0857)26-8870

電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

附則 この利用規約は、令和2年3月10日から施行する。

附則 この改訂は、令和3年3月26日から施行する。

附則 この改訂は、令和5年1月19日から施行する。

附則 この改訂は、令和5年7月28日から施行する。

附則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。